

電磁誘導電圧計算書および電波障害検討書の取扱いについて

(昭和37年11月19日付け37公局第852号(平成7年1月19日付け6資公部第456号「電磁誘導電圧計算書の取扱いについて」にて一部改正))

1 電磁誘導電圧計算書

(1) 電磁誘導電圧(以下「誘導電圧」という。)の計算方法及び許容値は、電気学会誘導調整委員会(昭和36年5月)及び電気学会・電子情報通信学会誘導調査特別委員会報告書(平成5年11月)によるものとする。

(2) 電磁誘導電圧計算書(以下、「計算書」という。)には、次の事項を記載すること。ただし、工事計画認可・届出の申請書を提出するまでに弱電流電線路の調査、計算及び弱電流電線路の管理者との協議が完了していない場合は、計算条件(下記の(イ)、(ロ)、(ハ))及び障害軽減対策方針を記載し、それ以外(添付書類を含む)は使用前検査までに提出するものとする。

(イ)中性点接地方式

許容値を650V又は430Vとする場合は、遮断器の定格遮断時間(サイクル数)及び保護継電器の方式をあわせて記載する。

(ロ)誘導電圧の計算に用いた計算式

(ハ)起誘導電流計算書

(2) 次に掲げる弱電流電線路の名称、区間、線種及び誘導電圧の計算書(以下、「計算値」という。)

(a) 公称電圧が100kV以上で、故障電流が0.06秒以内に除去される送電線路にあっては、計算値が650Vを超える弱電流電線路(計算値がいずれも650V以下のときは、計算値が最大である弱電流電線路)

(b) 公称電圧が100kV以上で、故障電流が0.1秒以内に除去される送電線路にあっては、計算値が430Vを超える弱電流電線路(計算値がいずれも430V以下のときは、計算値が最大である弱電流電線路)

(c) その他の送電線路にあっては、計算値が300Vを超える弱電流電線路(計算値がいずれも300V以下のときは、計算値が最大である弱電流電線路)

(ニ)障害軽減対策方法

(3) 計算書には、次の書類を添付すること。

- ・申請に係る送電線路及びその送電線路から離隔距離が5km以内の全ての弱電流線路を記入した建設省国土地理院発行に係る縮尺5万分の1の地図

2 電波障害検討書

- (1) 電波障害とは、使用電圧が 170kV 以上の送電線路のコロナ雑音に起因する標準放送受信障害をいう。
- (2) S / N 比 (放送電界強度の雑音電界強度に対する比の常用対数値とし、単位は d b とする。) の算定に当たっては、放送電界強度は実測により、雑音電界強度は計算によるものとする。ただし、放送電界強度の実測が不可能又は著しく困難な場合には、日本放送協会の放送電界地図によるものとする。
- (3) 電波障害検討書 (以下、「検討書」という。) には、次の事項を記載すること。
 - (イ) 放送電界強度の測定時点別実測値
 - (ロ) 放送電界強度の測定地点別の雑音電界強度の計算値、雑音電界強度の計算に用いた計算式及び計算の基礎となる事項
 - (ハ) 放送電界強度の測定地点の S / N 比
 - (ニ) 雨天時に S / N 比が 20db 未満の聴取者が生ずる場合には、送電開始後の障害防止対策
- (4)) 雨天時に S / N 比が 30db 未満の聴取者が生ずる場合には、その聴取者数及び分布状態を 20db 未満及び 20db 以上 30db 未満に分けて記入した地図を検討書に添付すること。
- (5) 申請に係る送電線路に交差し、又は、接近した配電線路が存在する場合には、当該配電線路にコロナ雑音が移行するために起こる放送受信障害について申請者において検討し、その内容を検討書に付記すること。